

# 令和4年度 入学一時金(支度金)制度及び奨学金制度の一覧表

市町村	電話番号	担当課	入学一時金(支度金)制度				奨学金制度								
			有無	名称	貸与(給付)要件	貸与(給付)人員・貸与(給付)額	実施形態	有無	名称	貸与(給付)要件	貸与(給付)人員・貸与(給付)額	実施形態			
1	奈良市	0742-34-5297	教育総務課	無											
2	大和高田市	0745-22-1101	学校教育課	無											
3	大和郡山市	0743-53-1151	教育総務課	無											
4	天理市	0743-63-1001	まなび推進課	無					有	天理市育英会	天理市在住。経済的理由により、就学が困難、他から学費の貸与又は給付を受けていない者	月額15千円(高校、高専) 月額15千円(大学、短大等)	貸与型		
5	橿原市	0744-29-5901	教育総務課	無											
6	桜井市	0744-42-9111	学校教育課	無					有	桜井市奨学金	①奨学生及びその保護者が市内に住所を有する人②向学心、実践力のある人③次のア～エいずれかの奨学金・修学資金等の貸与決定者。ア県高等学校等奨学金イ生活福祉資金ウ母子父子高齢福祉資金エ日本学生支援機構奨学金のいずれかの貸与決定者等	75千円(高校、高専、専修学校)	給付型		
7	五條市	0747-22-4001	学校教育課	有	高等学校進学奨励支度金	県高等学校等奨学金等を4月から貸与されている者	公立30千円まで 私立50千円まで	給付型	有	五條市育英会	健康面・人物・学力・所得において、選考基準を満たす者	月額20千円(高校、高専)	貸与型		
8	御所市	0745-62-3001	学校教育課	有	御所市高等学校等入学支度金給付制度	・御所市在住の者 ・次のいずれかの奨学金の貸与を受けている者 ①高等学校等奨学金「修学支援奨学金」 ②高等学校等奨学金「育成奨学金」 ③生活福祉資金「教育支援資金」 ④母子・父子及び寡婦福祉資金「修学資金」	60千円(公立高校・高専)、 120千円(私立高校・高専)	給付型	有	坂本奨学金給付制度	・御所市在住(市・県民税非課税世帯) ・御所市の指定するイベント、施設にボランティアとして1日参加できる方。 ・他の組織から学費の貸与・奨学金などを受けていない方。	月額15千円(高校、高専、専修学校) 月額20千円(大学、短大)	給付型		
9	生駒市	0743-74-1111	教育総務課	無											
10	香芝市	0745-76-2001	学校教育課	無											
11	葛城市	0745-44-5108	学校教育課	有	葛城市高等学校及び大学入学支度金	生活保護世帯の生徒	50千円(国公立高校) 100千円(私立高校) 150千円(国公立大学・短大) 200千円(私立大学・短大)	給付型							
12	宇陀市	0745-82-3973	教育総務課	有	宇陀市めぐもり修学奨励資金	市民税非課税世帯等(生業扶助世帯除く)「意欲」に関する要件あり	60千円(高校、専修学校) 120千円(大学、短大、高専)	給付型							
13	山添村	0743-85-0049	教育委員会	無											
14	平群町	0745-45-2101	教育委員会総務課	無					有	平群町奨学金貸付	高校・大学等在学者で世帯収入額が生保基準額1.5倍以下の者。保証人(2人)は町内在住者で固定資産税・町民税に関する基準あり	月額10千円(高校、高専) 月額15千円(大学、短大)	貸与型		
15	三郷町	0745-43-7331	教育総務課	有	三郷町育英振興助成金	申請を行う年度に高校等に入学し、入学時に町内に住所を有し、世帯の収入状況がH24生活保護基準の1.3倍以内	30千円(国公立高校、高専) 50千円(私立高校)	給付型							
16	斑鳩町	0745-74-1001	教育委員会総務課	無											
17	安堵町	0743-57-2033	教育委員会	無											
18	川西町	0745-44-2684	教育総務課	無											
19	三宅町	0745-44-3079	教育総務課	無											
20	田原本町	0744-34-2074	教育総務課	無											
21	曾爾村	0745-94-2104	教育委員会	有	曾爾村福祉奨学金	生活保護受給の家庭又は村民税の非課税・児童扶養手当受給者等	60千円(高校、高専、専修学校) 100千円(大学、短大)	給付型							
22	御杖村	0745-95-2001	教育委員会	有	御杖村高等学校等奨学金	村民税非課税世帯である者等	60千円(高校、高専)	給付型	有	御杖村大学入学資金貸付制度	大学等に合格した者で特に就学するため経済的援助を必要とする者	250千円(短大) 500千円(大学)	貸与型		
23	高取町	0744-52-3715	教育委員会	有	高取町高等学校等就学奨励金	高校等入学で生活保護世帯または児童扶養手当法第4条第1項に規定する者等	50千円(高校、高専)	給付型							
24	明日香村	0744-54-3636	教育文化課	無											
25	上牧町	0745-76-1001	教育総務課	無											
26	王寺町	0745-72-1031	学校教育課	無											
27	広陵町	0745-55-1001	教育総務課	無					有	広陵町奨学金	本町内に3年以上住所を有し、本町立中学校を卒業した者等(人物に関する規定あり)	月額5千円(高校、高専)	給付型		
28	河合町	0745-57-0200	教育部総務課	有	河合町高等学校等進学支度金	次のすべてに該当する方 ①給付した年の3月31日現在、保護者が児童扶養手当の支給(金額)を受けている。 ②給付申請した年度に高等学校等に進学した。 ③給付申請した年の1月1日から引き続き河合町に住所を有している。 ④過去において同種の進学支度金の給付を受けていない。	50千円(高校、高専、専修学校) 100千円(短大、大学)	給付型							
29	吉野町	0746-32-0190	教育委員会	無					有	ふるさと吉野町住促進奨学金	(1)各年度4月に大学等に在学しているもの。 (2)品行方正で向学心を有する者 (3)大学等を卒業後、3年以内に吉野町に定住する意思のある者。 (4)その生計を主として維持する者が吉野町に住所を有していること	月額30千円以内(高校、大学・短大、専修学校)	貸与型		
30	大淀町	0747-52-1522	学務課	無											
31	下市町	0747-52-1711	教育委員会	無											
32	黒滝村	0747-62-2314	教育委員会	無					有	黒滝村就学奨励金	保護者・世帯主、保証人が村内在住。世帯収入が生活保護基準額の3倍以下	月額25千円(高校) 月額35千円(高専、大学)	貸与型		
33	天川村	0747-63-0321	教育委員会	無					有	天川村奨学金	保護者が村内に1年以上居住し、引き続き居住見込みで、経済的理由により修学が困難等	月額20千円(高校、高専、大学院、専修学校) 月額25千円(大学、短大)	貸与型		
34	野迫川村	0747-37-2101	教育委員会	無					有	野迫川村奨学金 野迫川村高等学校育英資金	村内に3年以上在住 所得税免税点以下等	月額4千円(公立高校) 月額6千円(私立高校) 月額5千円(大学、短大)	貸与型		
35	十津川村	0746-62-0067	教育課	無					有	十津川村奨学金	学校教育法に規定する高等学校、高等専門学校、専修学校又は大学に在学中の者で、次の要件を全て満たしている者 (1)学業優秀 (2)経済的理由により修学が困難 (3)奨学金を受けようとする者又はその者を扶養する親族の住所が村内にあり、引き続き居住する見込みのある者	3名 月額20千円(高校、高専) 2名 月額30千円(短大、大学、大学院、専修学校)	貸与型		
36	下北山村	07468-6-0901	教育委員会	無					有	下北山村奨学金	学校教育法に規定する高等学校、高等専門学校に在学中の者で、村内に3年以上在住し経済的理由等により学費の支弁が困難であると認められる者等	月額15~20千円の範囲内(高校、高専)	貸与型		
37	上北山村	07468-2-0066	教育委員会	無					有	上北山村修学奨励金	高校又は高専、大学、大学院に進学若しくは在学する者及び専修学校のうち教育委員会において適当と認められた者。 向学心に富み、学習態度が良好であると認められる者。 経済的理由により修学困難と認められる者。 保護者が本村内に3年以上在住し、引き続き在住見込みのある者。	月額20千円(高校、高専、専修学校) 月額25千円(大学、短大、大学院)	貸与型		
38	川上村	0746-52-0144	教育委員会	無					有	川上村奨学金貸付制度	川上中学校卒業で経済的理由により就学が困難等	月額25千円(高校、高専) 月額30千円(大学、短大、大学院、専修学校)	貸与型		
39	東吉野村	0746-42-0441	教育委員会	無											

※対象学校及び採用要件等の詳細については、各市町村の担当課にお問い合わせください。